

平成 22 年 5 月 14 日現在

研究種目：基盤研究(B)
 研究期間：2006～2009
 課題番号：18330018
 研究課題名（和文） フランス新民事訴訟法典の全体的究明および
 日本民事訴訟法との比較研究
 研究課題名（英文） Research on the New Code of French Civil Procedure and Comparative
 Study with Japanese Civil Procedure
 研究代表者
 町村 泰貴 (MACHIMURA YASUTAKA)
 北海道大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号：60199726

研究成果の概要（和文）：フランス民事訴訟法典の全体について、1975 年のオリジナル法典以降に現れた多数の改正を取り入れた内容の検討と、特に第 3 巻「特定の事件についての特別規定」および第 4 巻「仲裁」の翻訳を行い、EU 法の影響の下で付け加えられた諸規定についても検討し、これらと日本民事訴訟法、人事訴訟法、家事審判法、仲裁法、そして日本民法との比較研究を行った。

研究成果の概要（英文）：About the French Code of Civil Procedure, there are a lot of reforms after its original Code 1975. Some of them are influenced by EU legislation. We examined there contents and translated into Japanese, especially its volumes 3 "Dispositions particulières à certaines matières" and 4 "L'arbitrage", comparing with Japanese civil procedure.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	5,200,000	1,560,000	6,760,000
2007 年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2008 年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
2009 年度	2,400,000	720,000	3,120,000
年度			
総計	14,600,000	4,380,000	18,980,000

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード:ADR, フランス法, 人事訴訟法, 家事審判法, 家族法, 比較法, 民事訴訟法, 仲裁

1. 研究開始当初の背景

(1) フランスの民事訴訟法研究は、日本の民事訴訟法学会の中で比較的手薄な部分であった。特に法文の翻訳は 1975 年新民事訴訟法典制定当時の法文を法曹会が出版したものと、その後の補充を取り入れた若林安雄教授のものがあったほかは、個別テーマの改正がなされた都度、翻訳をされたものがいくつ

か存在するのみという状況であった。このことは、民法におけるフランス法研究の厚みと大量の翻訳紹介と比較しても、研究の不十分さが際だっていた。

(2) フランス法は、ナポレオン法典が世界的な影響力を有しているという点で比較法的に重要な法域である。日本においては特にボアソナード法典編纂の影響が色濃く存在し、

その影響はドイツ法を継受したと言われて
いる民事訴訟法分野でも見られる。その研究
が日本の民事訴訟法学において極めて重要
であることに多言を要しない。

また近時の民事実体法の変化や訴訟手続
を取り巻く技術的環境の変化、さらには EU
法のフランス国内法に対する影響から、フ
ランスの民事訴訟法は頻繁かつ大規模な改
正が行われている。

(3) 以上の背景から、フランス民事訴訟法
の全体的な究明が必要と考えられた。

2. 研究の目的

(1) 21 世紀のフランス民事訴訟法典の全体
像を明らかにする。フランス民事訴訟法典
は、日本の「民事訴訟法」の内容にとどまら
ず、民事保全に相当するレフェレ・申請に
基づく処分、家事審判法や人事訴訟法に
相当する部分、その他国籍紛争や選挙争
訟などに関わる部分があり、さらには EU
指令・EU 規則による少額裁判や支払督
促の国内適用規定なども含まれている。
こうした多様な分野を包摂する民事訴訟
法典については、学際的な研究も必要で
ある。

(2) 日本の民事訴訟法との比較研究を行う。
フランス法それ自体の研究も重要だが、
日本民事訴訟法学にとっては、フランス
法と日本法との比較研究という手薄な
部分に光を当てる必要がある。

3. 研究の方法

(1) 1975 年法典の翻訳レビュー

研究会では、1975 年の法典を翻訳し、
注釈を付した『注釈フランス新民事訴訟
法典』(法曹会・1978 年) がカバーして
いる部分について、その内容を見直し、
その部分に関する改正法や新条文、そ
して判例学説の状況をフォローすること
とした。

(2) 1975 年法典以後に追加された部分の 検討と翻訳

フランス民事訴訟法典の第 3 巻および
第 4 巻は、1975 年段階で制定されず、
1980 年代に追加制定されたものであり、
上記法曹会訳には含まれていない。そ
こでこの部分については逐条的に翻訳
をしながら、その内容の究明を行った。

(3) 日本法との比較研究

上記のフランス法研究内容については、
その都度、日本法との比較研究を行っ
た。

4. 研究成果

(1) フランス民事訴訟の新しい傾向

① 裁判外紛争処理手続

フランス法は、1807 年のナポレオン
法典の時代から、判決によるのではなく
和解による解決が望ましいという考え
方に基づいて、和解勧誘を重視した
規定を有していた。しかし

実際には、ほとんど和解が成立する
ことはないとされていた。

ところが近年は、アメリカにおける
ADR の重要化の影響もあって、フランス
でも調停や和解のような裁判外紛争
処理手続が重要視され、民事訴訟法
典にもその規定が追加されている。
また日本におけるパートタイムジャ
ッジに類似した近隣裁判官も導入さ
れ、裁判官が積極的に和解による解
決の実現に乗り出す姿が現れている。

② IT 導入

フランスでも情報通信技術の進展は
裁判手続に変化をもたらしている。民
法の証拠編において電子情報証拠の
利用が認められたことに対応し、民
事訴訟上の証拠としての取り扱いも
整備された。

また、裁判手続における通信手段
の利用についても規定が設けられて
いる。

ただし、これらはわが国でも規定
が設けられていながら実際に利用さ
れてはいないという現状があり、そ
の実態については別途調査が必要な
ところである。

③ 簡素化法の影響

本研究期間の最終段階になって、
司法の簡素化を目的とする立法がな
され、特に身分関係手続については
家事事件裁判官の権限を集中させる
という改正が行われた。小審裁判
所の裁判官が務める後見裁判官と
大審裁判所の裁判官が務める家事
事件裁判官との役割分担が大きく
変わったことで、家事事件の手続
規定にも影響が出ている。

(2) 身分関係訴訟の変化

身分関係訴訟としては、国籍紛争、
婚姻や PACS などの解消と財産処
遇、無能力と後見・保佐または裁判
上の保護に関する諸制度、相続手
続などがある。これらのうち、婚姻
とその解消に関しては、民法が大
きく変わりつつあることを反映して、
民事訴訟法典の規定も頻繁に改正
されている。加えて無能力者に対
する裁判上の保護は、民法のみならず
社会保障制度との同時併行による
改革が行われ、民事訴訟法典の手
続に大きな影響を与えている。

これらの改正は、少なくとも実
体法上はわが国でも紹介されてきた
ところだが、民法中にある手続規
定と民事訴訟法典の規定とを統
合的に検討した手続法的考察は
十分にされておらず、本研究は
その穴を埋めるものとなっている。

(3) 財産法関連訴訟

財産法関係では、EU 法との関係
が注目された。少額訴訟および支
払督促制度について、EU レベル
での訴訟手続法が制定された関係
で、フランスにおけるその効力や
対応する手続を整備している。

(4) 仲裁法

フランスの仲裁法は民事訴訟法
第 4 巻に

規定されており、1980年代には整備された。日本法と異なり、国際仲裁と国内仲裁とは区別したものとなっており、また仲裁判断に対する不服申立ての余地を認めるなど、ユニークな内容となっている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 20 件)

- ① フランス民事訴訟法研究会 (上北武男・大濱しのぶ・田村真弓・堤龍弥・徳田和幸・西澤宗英・町村泰貴・安見ゆかり) 「フランス民事訴訟法翻訳」、査読なし、国際商事法務 38 巻 4 号 468-478 頁 (2010)
- ② フランス民事訴訟法研究会 (上北武男・大濱しのぶ・田村真弓・堤龍弥・徳田和幸・西澤宗英・町村泰貴・安見ゆかり) 「フランス民事訴訟法翻訳」、査読なし、国際商事法務 38 巻 5 号 646-656 頁 (2010) 連載中
- ③ 田村真弓 「対審の原則とその本質的価値について」、査読なし、大阪学院大学法学研究 36 巻 1 号 97-128 頁 (2010)
- ④ 町村泰貴 「DV 対策の比較研究」、査読なし、民事研修 630 号 35-43 頁 (2009)
- ⑤ 町村泰貴 「団体訴訟と仮処分の活用」、査読なし、現代消費者法 4 号 84-89 頁 (2009)
- ⑥ 徳田和幸 「多数当事者訴訟と上訴」、査読なし、伊藤眞ほか編『青山善充先生古稀祝賀論文集 民事手続法学の新たな地平』251-271 頁 (2009)
- ⑦ 徳田和幸 「家事審判手続における手続保障」、査読なし、法律時報 82 巻 3 号 28-33 頁 (2009)
- ⑧ 徳田和幸 「請求の併合と判決の個数」 査読なし、法学雑誌 55 巻 3・4 号 667-690 頁 (2009)
- ⑨ 町村泰貴 「消費者団体訴訟に関する訴訟手続上の問題点」、査読なし、現代消費者法創刊号 28-38 頁 (2008)
- ⑩ 大濱しのぶ 「間接強制決定に関する覚書――強制金の額及び期間を中心に」、査読なし、伊藤眞ほか編『小島武司先生古稀祝賀 民事司法の法理と政策・上』889-938 頁 (2008)
- ⑪ 堤龍弥 「差止請求権の法的基礎」、査読なし、河野正憲・伊藤眞・高橋宏志編『井上治典先生追悼論文集 民事紛争と手続理論の現在』71-92 頁 (2008)
- ⑫ 大濱しのぶ 「扶養義務等に係る金銭債権の間接強制に関する事例」、査読なし、民商法雑誌 136 巻 1 号 166-177 頁 (2007)
- ⑬ 田村真弓 「民事訴訟における弁論権について」、査読なし、大阪学院大学法学研究 35 巻 1 号 65-112 頁 (2007)
- ⑭ 徳田和幸 「反訴請求債権を自働債権とし本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁の許否」、査読なし、判例評論 584 号 (判例時

報 1974 号) 190-193 頁 (2007)

- ⑮ 町村泰貴 「ADR 新時代」、査読なし、ジュリスト 1317 号 161-168 頁 (2006)
- ⑯ 徳田和幸 「上訴 (控訴) 不可分の原則の根拠と妥当範囲」、査読なし、民事手続法研究 2 号 1-32 頁 (2006)
- ⑰ 徳田和幸 「父子の証明」、査読なし、『判例から学ぶ民事事実認定』71-75 頁 (2006)
- ⑱ 町村泰貴 「差止めの手続と損害賠償」、査読なし、『表現の自由とプライバシー――憲法・民法・訴訟実務の総合的研究』(2006) 75-88 頁
- ⑲ 大濱しのぶ 「間接強制と他の執行方法の併用の許否ー間接強制と代替執行の併用が問題になった事例を手掛かりとして」、査読なし、判例タイムズ 1217 号 73-97 頁 (2006)
- ⑳ 安見ゆかり 「反訴提起後に反訴請求債権を自働債権とし本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁の可否」、査読なし、青山法学論集 48 巻 3 号 188-170 頁 (2006)

[学会発表] (計 1 件)

- ① 町村泰貴 (パネルディスカッション座長) 「消費者問題と情報ネットワーク社会」2009 年度情報ネットワーク法学会研究大会 (於大阪大学) 2009 年 12 月 5 日

[図書] (計 1 件)

- ① 徳田和幸 『複雑訴訟の基礎理論』1-517 頁 (信山社・2008)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

町村 泰貴 (MACHIMURA YASUTAKA)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60199726

(2) 研究分担者

上北 武男 (UEKITA TAKEO)
同志社大学・大学院司法研究科・教授
研究者番号：60066264
H20→H21 連携研究者
大濱 しのぶ (OOHAMA SHINOBU)
関西学院大学・法学部・教授
研究者番号：90194266
H20→H21 連携研究者
堤 龍弥 (TSUTSUMI TATSUYA)
関西学院大学・大学院司法研究科・教授
研究者番号：40131528
H20→H21 連携研究者
徳田 和幸 (TOKUDA KAZUYUKI)
同志社大学・大学院司法研究科・教授
研究者番号：90068271
H20→H21 連携研究者
西澤 宗英 (NISHIZAWA MUNEHIDE)
青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：10095317

H20→H21 連携研究者

安見 ゆかり (YASUMI YUKARI)

青山学院大学・法学部・准教授

研究者番号：40306486

H20→H21 連携研究者

田村 真弓 (TAMURA MAYUMI)

大阪学院大学・法学部・准教授

研究者番号：40388327

H20→H21 連携研究者

(3)連携研究者 なし